

データ利活用推進のための環境整備を求める ～Society 5.0の実現に向けて～

2016年11月4日

一般社団法人 日本経済団体連合会

はじめに

I. データ利活用の意義

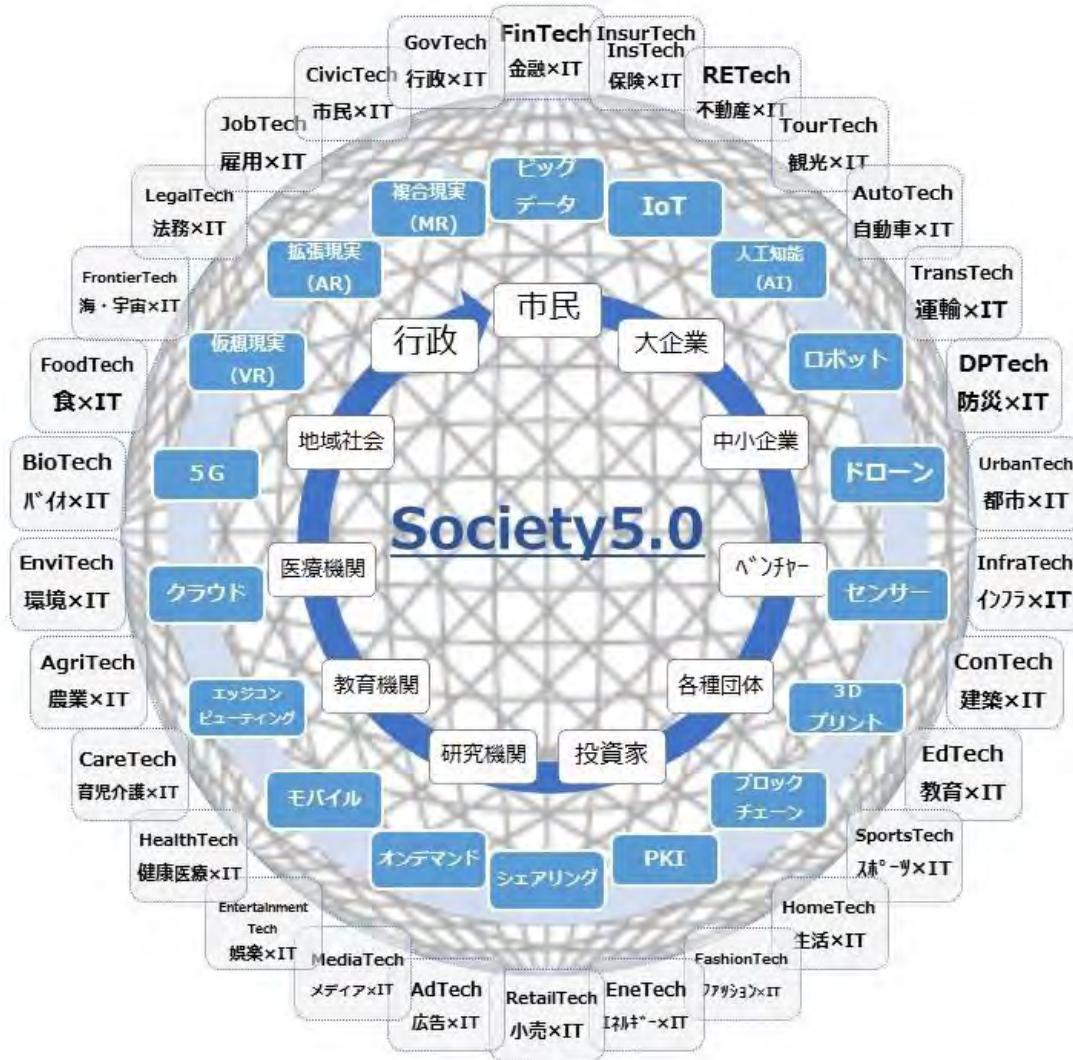
II. データ利活用推進の前提

III. データ利活用推進に向けた
課題・施策

おわりに

I. データ利活用の意義

あらゆる産業がITでつながる



- スマートフォンやIoTの普及によりデータの種類・量が爆発的に増加。人工知能等のデータ収集・分析技術も発展。
- 世界ではあらゆる産業のIT化が加速し、データを活用したイノベーションが次々と起きている。
- わが国産業界が国際競争力を維持するためには、組織や業界の枠を越えたデータ利活用を推進し、**Society 5.0 (超スマート社会)**を実現しなければならない。

データ利活用は、企業の国際競争力の強化だけでなく、個人の生活の質の向上や社会課題解決につながる点で意義が大きい。

□ 企業の国際競争力の強化

- データ利活用によるイノベーション。
- 新事業・新サービスの創出。

□ 個人の生活の利便性の向上

- 利用者視点に立ったきめ細やかなサービス・製品の提供。

□ 社会課題の解決

- 防災・減災や健康増進などに貢献。
- 課題先進国として、データ利活用による社会課題の解決に先行的に取り組み、グローバルな社会課題の解決にも貢献。

上記を踏まえ、データ利活用の具体例（20事例）を7月に提示

経団連がこれまで繰り返し提言してきた、プライバシーの保護、サイバーセキュリティ対策の強化、国境を越える情報の自由な流通を確保することが、データ利活用推進の大前提となる。

□ プライバシーの保護

- プライバシー等個人の権利利益の侵害はあってはならない。
- 企業は適切な情報の保護・管理体制の構築、わかりやすい開示に努める。

□ サイバーセキュリティ対策の強化

- 世界中でサイバー攻撃による被害が深刻化。
- 経営上の重要課題として業種間の連携等にも踏み込んだ取り組みや、官民の緊密な協力が必要。

□ 国境を越える情報の自由な流通

- 新興国を中心みられる強制的なデータ・ローカライゼーション規制は、中長期的な経済発展の観点から望ましくない。
- 制度の国際的な調和も求められる。

III. データ利活用推進に向けた課題・施策

官民データの積極的な流通を図り社会で広く利活用するために、以下の取り組みを併せて進める必要がある。

□ 個人情報保護法制の適切な整備

- (1) 個人情報保護法
- (2) 行政機関等個人情報保護法

□ データ利活用推進基本法の制定

- (1) 紙から電子へ
- (2) データフォーマットの標準化
- (3) 官民共通識別IDの拡大
- (4) 公共データのオープン化
- (5) 人材育成
- (6) 新たなデータ流通の仕組み
- (7) 政府の検討・実施体制の一元化

□ 競争力を高める社会風土の醸成

- (1) 国民理解の増進
- (2) 制度のグレーゾーンの解消
- (3) 協調領域の構築

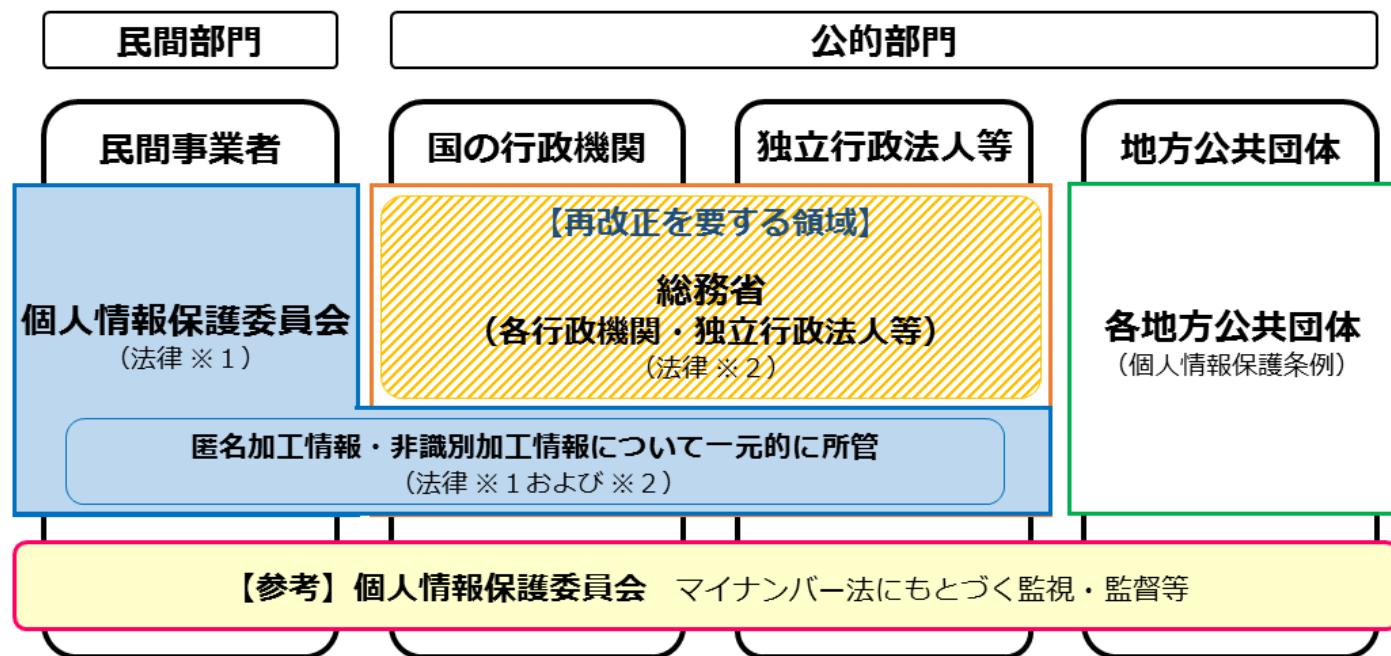
既存ビジネス、新産業・新サービスの創出等を阻害しない規制の整備ならびに定期的な見直しが必要。

(1) 個人情報保護法、(2) 行政機関等個人情報保護法

- 匿名加工情報と非識別加工情報の一体的な利用を可能に。
- 個人情報保護委員会が民間部門・公的部門の個人情報保護法制全般を一元的に担うべき（行政機関等個人情報保護法の再改正等）。

個人情報の取り扱いに関する監督体制

* 改正個人情報保護法ならびに改正行政機関等個人情報保護法の全面施行時点。



※1 改正個人情報保護法

※2 改正行政機関等個人情報保護法

国、地方公共団体、企業がスピード感を持ってデータ利活用を推進するためには、基本法の制定による後押しが不可欠。

(1) 紙から電子へ

- 電子が「正」へと原則を転換。
- 業務プロセス改革（BPR）と併せて電子化を推進。

(2) データフォーマットの標準化

- データフォーマットの標準化を官民協調して推進することで、組織を越えたデータ連携を促進。

(3) 官民共通識別IDの拡大

- 官民共通識別ID（法人番号等）を拡大することで、データ連携の基盤を整備。

(4) 公共データのオープン化

- 行政機関が保有する公共データ（地図・交通情報等）を民間のニーズに合った形で公開。

(5) 人材育成

- データを活用できる人材の育成に社会全体で取り組み、人材交流を活発化。初等中等教育から理数系の教育を充実。

(6) 新たなデータ流通の仕組み

- 政府の検討（データ流通における個人の関与の仕組み、健全なデータ取引の市場形成のあり方等）をスピード感を持って進める。

(7) 政府の検討・実施体制の一元化

- 複数の府省の下に林立している検討体について、政府の検討・実施体制を一元化。

データ利活用に関する検討体（抜粋）

※7月時点

内閣官房
【日本経済再生本部】 -産業競争力会議 -第4次産業革命実現官民会議
【IT総合戦略本部】 -新戦略推進専門調査会 規制制度改革分科会 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 -電子行政オープンデータ実務者会議 -パーソナルデータに関する検討会 -データ流通環境整備検討会
【健康・医療戦略推進本部】 -次世代医療ICT基盤協議会
文部科学省、金融庁、 国土交通省、農林水産省 ほか関係省庁

総務省
【情報通信国際戦略局情報通信政策課】 -情報通信審議会 -IoT政策委員会
【情報通信国際戦略局情報通信政策課/技術政策課/研究推進室】 -G空間×ICT推進会議
【情報通信政策研究所調査研究部】 -AIネットワーク化検討会議
【行政管理局情報公開・個人情報保護推進室】 -行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会
【総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課】 -ICTサービス安心・安全研究会 -改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース ...等

経済産業省
【経済産業政策局産業構造課】 -産業構造審議会
【経済産業政策局産業再生課】 -産業構造審議会新産業構造部会
【経済産業政策局産業組織課】 -第四次産業革命に向けた横断的制度研究会
【商務情報政策局情報経済課】 -産業構造審議会商務流通情報分科会 -情報経済小委員会 -バイオ小委員会 ...等
IoT推進コンソーシアム
-データ流通促進WG

個人情報保護委員会
内閣府
-総合科学技術・イノベーション会議 -経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会
厚生労働省
【情報政策担当参事官室】 -医療情報ネットワーク基盤検討会 -医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 -保健医療分野におけるICT活用推進懇談会 ...等
大臣官房厚生科学課
ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース ...等

※ 各省庁の審議会・検討会は相互にオブザーバーとして参加しているものの、委員や議論の重複が多く見受けられる。さらなる連携と整理が必要。

国民理解の増進、制度のグレーゾーンの解消、協調領域の構築を通じ、競争力のある新規ビジネスの芽を摘まずに育てる社会風土を実現することが重要。

(1) 国民理解の増進

- 政府がデータ利活用によって国民生活を豊かにする姿勢を強く打ち出す。
- 官民で生活者の視点に立ったユースケースを示し、国民の理解を促進。

(2) 制度のグレーゾーンの解消

- 制度のグレーゾーンを解消し、わかりやすいルール整備が必要。
- ルール整備にあたっては、ネガティブリスト方式を基本とし、企業がスピード感をもって新しいビジネスを創出する環境整備が重要。

(3) 協調領域の構築

- 国全体の課題解決、国民の利便性向上、産業の国際競争力強化の観点から、個々の企業の壁を越えた協調領域の構築を進める必要がある。

わが国において、データ利活用に必要な環境整備が遅れていることは否めない。

Society5.0（超スマート社会）の実現に向け、データ利活用推進のための環境整備が必要。

必要な施策を官民が一体となって早急に実施するため、データ利活用推進のための基本法の早期制定を求める。